

令和8年5月28日
子ども・若者部保育課

区内保育施設における感染性胃腸炎（食中毒）の集団発生について

1 主旨

令和8年5月18日、私立認可保育園の施設長から、複数の園児及び調理従事職員を含む職員がおう吐等の胃腸炎症状を発症していると区へ連絡があった。

これまでの経過等について報告する。

2 報告内容

(1) 発症の経過等

5月18日（月）

- ・保育課に当該園の施設長から、「5月16日（土）から18日（月）にかけて、園児、職員合わせて42名がおう吐等の胃腸炎症状を発症している」と連絡あり。
- ・世田谷保健所による施設の立ち入り調査を実施。保存食及び施設拭取りの検体を回収し、あわせて、発症者の検便等の検体収集を依頼。

5月19日（火）

- ・世田谷保健所及び保育課職員により、当該園を訪問し、給食の提供方法や消毒方法等、感染拡大防止対策を確認。
- ・食中毒の可能性を調査するため、保育園を通じて全保護者あてに、症状の有無等の調査を実施。

5月20日（水）

- ・調理器具や厨房設備、調理職員用トイレの便器等の拭取り検査の結果、ノロウイルスはすべて陰性であることを確認。

5月21日（木）

- ・他の園児への感染を確認。

5月22日（金）

- ・世田谷保健所及び保育課職員により、当該園を訪問し、感染拡大防止対策を徹底するよう指導。
- ・世田谷保健所の検査により、園児1名、調理職員2名からノロウイルスGⅡが検出され、世田谷保健所より、ノロウイルスによる食中毒の疑いが強いとの見解が示される。当該園の調理室は、既に5月20日から調理を自粛しているが、27日まで継続し、28日から30日まで調理室は営業停止となる見込み。
- ・すべてのウイルス検査の結果が出揃い、発症者42名中24名（園児10名、職員14名）及び無症状の調理職員1名の検便からノロウイルスGⅡを検出した。

5月25日（月）

- ・世田谷保健所及び保育課職員により、当該園を訪問し、区と確認した感染拡大防止

策を実施していることを確認。

5月28日（木）

- ・世田谷保健所より、当該園の調理室に対して業務停止命令の発出を行う。
- ・食品衛生法違反者として、不利益処分の内容を東京都及び区のホームページで公表予定。

(2) 今後の対応について

- ・当該園の調理室の再開にあたっては、調理職員の陰性が確認され、調理体制が確保されたことを区が確認した後、給食の提供を再開する予定。
- ・世田谷保健所の調査によれば、5月15日に調理提供された給食が原因とされている。その後も感染が広がっている状況を踏まえ、当該園に対し引き続き感染拡大防止策の徹底を求めるとともに、保育サポート訪問において状況の確認を行い、園への支援等を継続する。
- ・公私立園長会等において、食中毒や感染症の集団発生防止について注意喚起を行うとともに、発症時の対応について改めて周知を行う。